

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【建設局河川部水環境課】 583
- 北九州市道路占用規則の一部を改正する規則【建設局総務部管理課】 584

◇ 告 示

- 北九州市道路占用掘削工事取扱基準の告示【建設局総務部管理課】 586

◇ 公 告

- 北九州都市計画地区計画の原案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】 597

◇ 人事委員会

- 初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則【人事委員会事務局調査課】 598
- 北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う昇給に関する経過措置等を定める規則【人事委員会事務局調査課】 636
- 北九州市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則【人事委員会事務局調査課】 638
- 住居手当に関する規則の一部を改正する規則【人事委員会事務局調査課】 639

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

水環境館の供用時間を午前10時から午後7時までに改めることにしました。

。

この規則は、平成26年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市道路占用規則の一部を改正する規則

- 1 道路の占用に伴う路面復旧工事については、原則として占用者が、市長が別に定める方法により施行しなければならないことにしました。
- 2 これに伴い、関係規定を整備することにしました。
- 3 舗装を修繕し、3年（市長が特に必要と認める場合は、5年）を経過しない道路の工事は、禁止することにしました。

この規則は、平成26年4月1日から施行することにしました。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月17日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第9号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1の水環境館の項中「午後8時」を「午後7時」に改める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

北九州市道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月17日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第10号

北九州市道路占用規則の一部を改正する規則

北九州市道路占用規則（昭和38年北九州市規則第89号）の一部を次のように改正する。

第17条中「により」を「に市長が必要と認める書類を添付して」に改める。

第19条第1項中「、昼夜兼行工事、即時復旧工事又は仮復旧工事」を「（22時から翌日の6時までの間に行う工事をいう。）又は昼夜兼行工事（1日を2交替制又は3交替制により継続して行う工事をいう。）」に改める。

第21条各号列記以外の部分中「次の各号に該当する」を「舗装を新設し、改築し、又は修繕し、3年（市長が特に必要と認める場合は、5年）を経過しない」に改め、同条各号を削る。

第24条を次のように改める。

（掘削の工事の方法等）

第24条 占用者は、掘削、埋戻し及び埋め戻した路面の復旧の工事を、市長が別に定める方法により施行しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長が埋め戻した路面の復旧の工事（以下「路面復旧工事」という。）を施行することができる。

- （1） 市長が施行する道路に関する工事と併せて路面を復旧する必要があるとき。
- （2） 掘削の工事が競合して行われた場合で、市長が統一して路面を復旧することが適当と認めるとき。
- （3） 大規模な掘削の工事で路面の復旧に高度の技術を必要とするとき。
- （4） その他市長が必要と認めるとき。

第25条の見出し中「路面復旧費」を「費用」に改め、同条第1項中「前条によって埋め戻した路面の復旧工事は、原則として市長が施行し、舗装道路については、その舗装に要する費用を、舗装しない道路については、相当期間逐次補修を施し、その路面が固定するまでに要する砂利敷の」を「前条第2項の規定により市長が路面復旧工事を施行する場合は、当該路面復旧工事に要する」に改め、「舗装先行工事」の次に「（市長による舗装の工事に先行して施行する工事をいう。）」を加え、同条第2項中「前項ただし書の場合及び復旧工

事を占有者が施行した場合」を「前条第1項の規定により占有者が路面復旧工事を施行する場合及び前項ただし書の場合」に改め、同条第3項中「復旧工事」を「路面復旧工事」に、「路面復旧費徴収単価表」を「市長が別に定める単価表」に改め、同条第4項中「路面復旧費徴収単価表」を「単価表」に改める。

別表2を次のように改める。

別表2 削除

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北九州市道路占有規則の規定は、この規則の施行の日以後になされる道路の占有の許可に係る工事について適用し、同日前になされた道路の占有の許可に係る工事については、なお従前の例による。

北九州市告示第92号

北九州市道路占用規則（昭和38年北九州市規則第89号）第24条第1項の規定により、掘削、埋戻し及び埋め戻した路面の復旧の工事の方法を、北九州市道路占用掘削工事取扱基準として定め、平成26年4月1日以後になされる道路の占用の許可に係る工事について適用する。

道路の工事に係る掘削及び埋戻しの方法（平成22年北九州市告示第225号）は、平成26年3月31日をもって廃止する。

平成26年3月17日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市道路占用掘削工事取扱基準

第1 本基準は、北九州市道路占用規則（昭和38年北九州市規則第89号）

第24条第1項の規定により、掘削、埋戻し及び埋め戻した路面の復旧の工事の方法を定めるものである。

第2 許可条件

- (1) 工事施工に当たり掘削土、材料、機械器具等で道路標識、消火栓、水道制水弁、ガス開閉栓等の所在を不明確にせず、常に操作できる状態に保つようにするものとする。
- (2) 工事施工に当たり標識及び保安設備の設置を行い、交通に支障をきたさないようにし、事故防止に努めるものとする。
- (3) 舗装及び路盤の取り除きは、掘削部分の周囲をコンクリートカッターで十分に切断し、残りの舗装部分に影響を及ぼさないようにするものとする。コンクリートカッターの使用によって生じる排水及び汚泥は適切に処理するものとする。
- (4) 作業の1区間長は、交通量及び周囲の民家の状況を考慮して決定し、復旧後に次の区間に移行するものとする。1区間長の標準は、50メートルから100メートルまでとする。
- (5) 道路を横断して掘削するときは、原則として推進工法又はこれに準ずる工法により行うものとする。
- (6) 工事に使用する機械器具は、振動、騒音その他の条件を考慮して機種を選定を行うものとする。
- (7) 工事に先立って地下埋設物調査のために試掘する場合は、調査後速やかにアスファルト合材にて仮復旧を行うものとする。
- (8) 軟弱地盤又は湧水地帯にあつては、土留工を施し、湧水及びため水は、ポンプその他の方法により排水しながら掘削するものとする。湧水及びため水を側溝等に排水する場合は、側溝等の堆土の処理を行うものとする。

る。

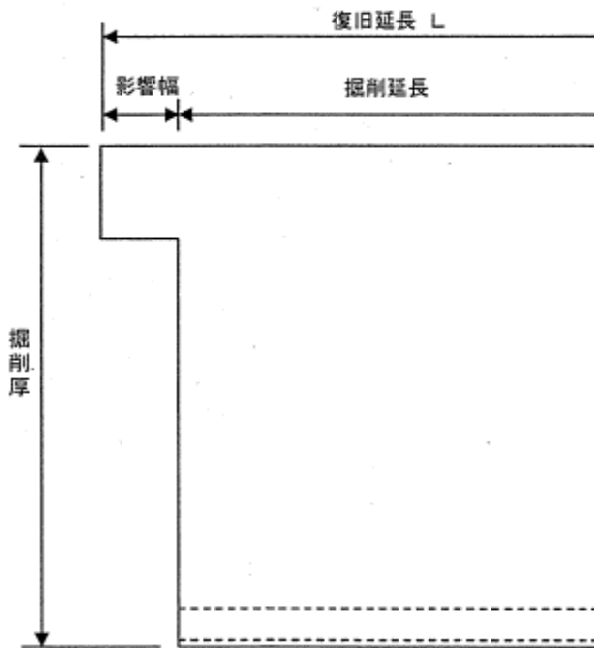
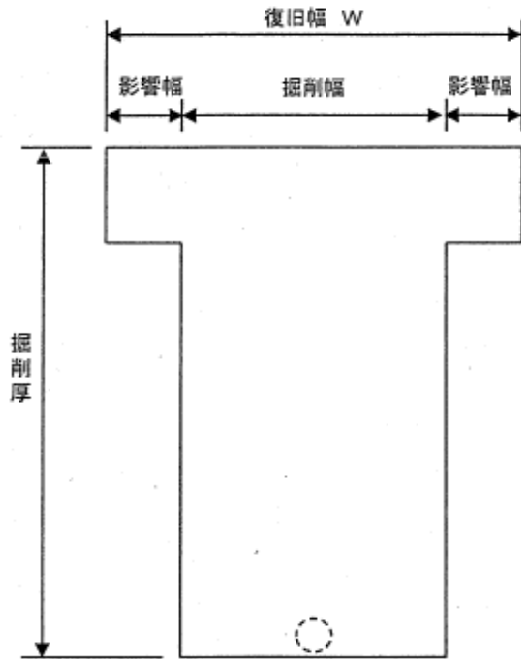
- (9) 掘削箇所は土質及び掘削の深さに応じて適切な土留工又は団結工法を施し、周囲の舗装及び路床に影響を及ぼさないようにするものとする。
- (10) 掘削復旧工事（道路に地下埋設物を新設し、増設し、補修し、又は仮設するため生じた掘削部分の復旧に関する工事をいう。）は、道路管理者の示す出来形及び品質の合格判定値を満足するものでなければならない。

第3 掘削の基準

- (1) 道路の地下埋設物及び道路施設について調査し、その管理者と協議をするものとする。
- (2) 舗装道を掘削する場合は、適切な位置をコンクリートカッターで十分切断し、土留矢板等を施して、掘削することを原則とする。コンクリートカッターの使用によって生じる排水及び汚泥は適切に処理するものとする。
- (3) 掘削断面内の地下湧水をポンプ排水する場合において、土質により計画影響線外に影響を及ぼすおそれがあるときは、道路管理者と協議し処理方法を決定するものとする。
- (4) 掘削工事により横断歩道、車線分離、外側線その他の道路構造物を破損した場合は、申請者において原形に復旧するものとする。

第4 掘削復旧工事の面積基準等

- (1) 掘削復旧工事は、掘削の影響線内にある断面的及び平面的に整形された範囲内を行うものとする。
- (2) 埋戻し工事施工時に計画線より増破した場合は、道路管理者と協議を行い、影響線を決定し、その増破部分は、埋戻し工事前に掘削するものとする。
- (3) 推進工法又はこれに準ずる工法により掘削中又は掘削後において沈下崩落又は突起を生じた場合は、道路管理者と協議し影響区間の決定を行いその区間の路床の置換えをするものとする。この場合の路床置換え床は、車道部分0.5メートルから1.0メートルまで、歩道部分0.3メートルを標準とする。
- (4) 掘削箇所が重複する場合において、後行者が施工中に先行者の復旧部分に影響を与えたときは、後行者の負担において掘削復旧工事を行うものとする。
- (5) 掘削復旧工事の面積基準は、次のとおりとする。



復旧面積 = 復旧幅 W × 復旧延長 L

ア W 外及び L 外に沈下又は崩落が生じてないときは、 W を復旧幅とし、 L を復旧延長とする。

イ W 外及び L 外に沈下又は崩落が生じているときは、 W に当該沈下又は崩落を生じた部分を加えたものを復旧幅とし、 L に当該沈下又は崩落を生じた部分を加えたものを復旧延長とする。

(6) 影響幅は、掘削部分の路盤の厚さとし、掘削幅及び掘削延長の両側に加える。ただし、路盤の厚さが0.3メートル未満の場合は、0.3メ

ートルとし、コンクリート舗装の場合は、掘削部分の路盤の厚さに1.4を乗じて得た厚さとする。

(7) 影響幅の端から路側又は舗装絶縁線までの舗装幅が1.2メートル（歩道の場合は0.6メートル）未満のときは、その部分の面積を復旧面積に加算するものとする。コンクリート舗装の場合は、影響幅の端から路側又は舗装絶縁線までの舗装幅が1.8メートル（歩道の場合は0.6メートル）未満のときは、その部分の面積を復旧面積に加算するものとする。

(8) 舗装先行工事でない路面復旧工事は、コンクリートブロック道を除き、道路の舗装種別にかかわらず、車道及び歩道の全幅の表層を復旧するものとし、車線のある車道については車線単位で全幅の表層を復旧することを原則とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除くものとする。

ア 道路を横断する各戸引込管工事

イ 弁室やマンホール等の小構造物工事

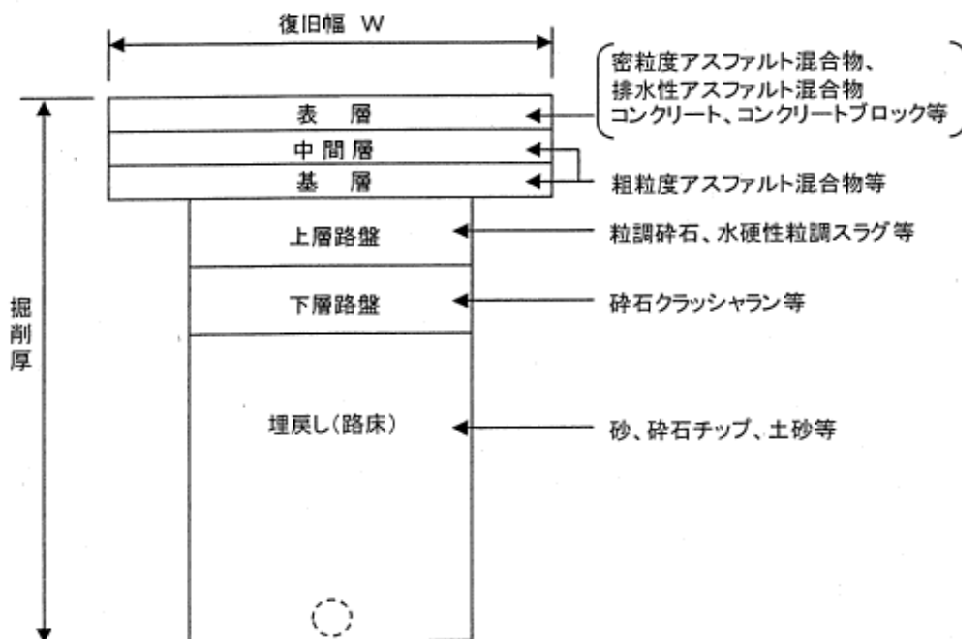
ウ 掘削面積3平方メートル未満の工事

この号による復旧部分については、市長が行う検査に要する費用を占有者から徴収しないものとする。

第5 掘削復旧工事の構造基準

1 車道の基準

(1) 舗装道の場合



掘削復旧工事の各層厚の基準（単位センチメートル）

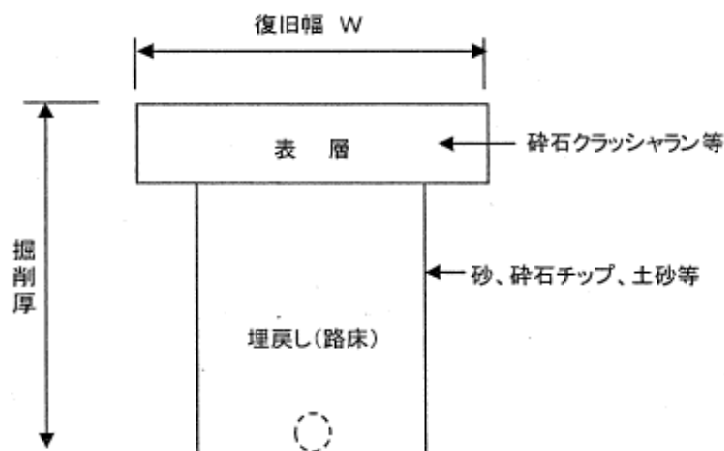
本数値は、仕上厚とする。

種別	アスファルト舗装							コンクリート舗装			ブロック系舗装
	As1	As2	As3	As4	As5	As6	As7	Con1	Con2	Con3	C.B(車道)
表層	5	5	5	5	5	5	4	25	23	20	ブロック 8 砂 3 れきせい 瀝青安定処理 5
中間層	10	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
基層	5	5	5	5	-	-	-	-	-	-	-
上層路盤	30	30	25	20	25	15	10	30	20	20	15
下層路盤	25	25	25	25	15	15	10	30	25	25	20

注

- 1 層の厚さ及び材料については、在来の構造のとおりにより復旧するものとし、特殊な工法を採用している場合は、道路管理者と協議して決定するものとする。
- 2 舗装先行工事は、在来の舗装構造にかかわらず土質、交通量及び道路管理者が施行する舗装に関する工事の構造により異なるので申請の箇所ごとに道路管理者と協議して決定する。
- 3 舗装先行工事の現道が砂利道の場合は、表層工の材料は径30ミリメートル以下の碎石とする。
- 4 埋戻しに土砂を使用する場合は、その材料はコンクリート塊及びアスファルト塊等の混入しないCBR#3.0パーセント以上のものとする。

(2) 砂利道の場合



掘削復旧工事の層厚の基準（単位センチメートル）

本数値は、仕上厚とする。

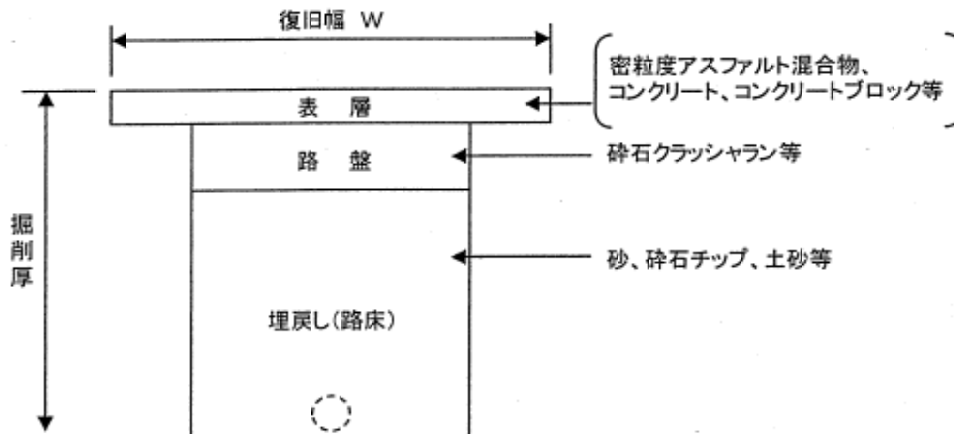
種 別	砂利道
表 層	15

注

- 1 層の厚さ及び材料については、在来の構造のとおりに復旧するものとする。
- 2 埋戻しに土砂を使用する場合は、その材料はコンクリート塊及びアスファルト塊等の混入しないCBR#3.0パーセント以上のものとする。

2 歩道の基準

(1) 舗装道の場合



掘削復旧工事の各層厚の基準（単位センチメートル）
本数値は、仕上厚とする。

種 別	アスファルト	コンクリート	ブロック系舗装
	舗 装	舗 装	
	As8	Con4	C.B (歩道)
表 層	4	10	ブロック6 砂3 れきせい 瀝青安定処理5
路 盤	10	10	10

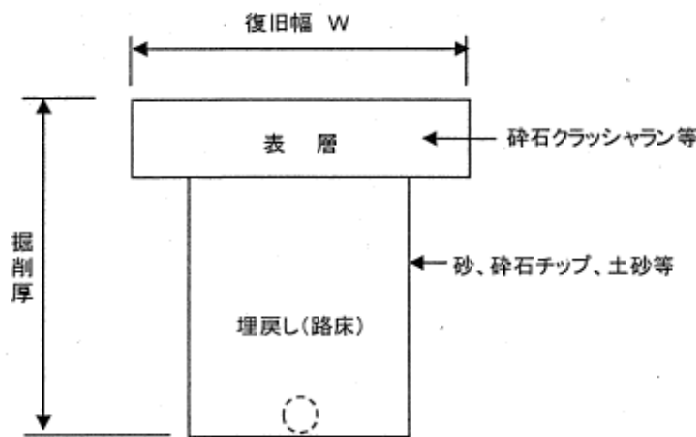
注

- 1 層の厚さ及び材料については、在来の構造のとおりに復旧するものとし、特殊な工法を採用している場合は、道路管理者と協議して決定するものとする。
- 2 舗装先行工事は、在来の構造にかかわらず土質、交通量及び道路管

理者が施行する舗装に関する工事の構造により異なるので申請の箇所ごとに道路管理者と協議して決定する。

- 3 舗装先行工事の現道が砂利道の場合は、表層工の材料は径30ミリメートル以下の碎石とする。
- 4 埋戻しに土砂を使用する場合は、その材料はコンクリート塊及びアスファルト塊等の混入しないCBR#3.0パーセント以上のものとする
- 5 ブロック系舗装の車両乗入部については、車道におけるブロック系舗装構造とする。

(2) 砂利道の場合



掘削復旧工事の層厚の基準（単位センチメートル）

本数値は、仕上厚とする。

種 別	砂利道
表 層	15

注

- 1 層の厚さ及び材料については、在来の構造のとおり復旧するものとする。
- 2 埋戻しに土砂を使用する場合は、その材料はコンクリート塊及びアスファルト塊等の混入しないCBR#3.0パーセント以上のものとする。

第6 埋戻し工事等

埋戻し工、路盤工、表層工及び基層工（中間層）の工事方法及び材料の品質等は、公益社団法人日本道路協会の舗装設計施工指針によるものとする。

第7 出来形及び品質

出来形及び品質についての合格判定値及び試験（測定）基準は、次のとお

りとする。

なお、工事長20メートル未満又は復旧面積（検査事務費の対象となる復旧面積）が20平方メートル未満の小規模工事は、試験（測定）を省略することができる。

(1) 出来形の合格判定値

ア 高さ及び幅は、個々の判定値は合格判定値以内にななければならない。

イ 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で合格判定値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（ \bar{X}_{10} ）について合格判定値を満足していなければならない。ただし、厚さの測定値が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。

工種	項目	合格判定値		測定基準	摘要
		個々の測定値	10個の測定値の平均 \bar{X}_{10}		
埋戻工 (道路土工 ・路床)	基準高 (cm)	±5以内			
	幅 (cm)	-10以上			
下層路盤工	基準高 (cm)	±4以内			
	幅 (cm)	-5以上			
	厚さ (cm)	-4.5以上	-1.5以上		
上層路盤工	幅 (cm)	-5以上			
	厚さ (cm)	-2.5以上	-0.8以上		
基層工 (中間層工)	幅 (cm)	-2.5以上			
	厚さ (cm)	-0.9以上	-0.3以上	1,000 m ² につき1個、1工事につき最低1個 ※注1	抜取りコアによる
表層工	幅 (cm)	-2.5以上			
	厚さ (cm)	-0.7以上	-0.2以上	1,000 m ² につき1個、1工事につき最低1個 ※注1	抜取りコアによる

※注1 工事長20メートル未満又は復旧面積（検査事務費の対象となる復旧面積）が20平方メートル未満の小規模工事は、測定を省略することができる。

(2) 品質の合格判定値

ア アスファルト合材の温度（初期締固め前）や現場透水試験（排水性舗装）は、個々の測定値が合格判定値を満足していなければならない。

イ 締固め度は、10個の測定値の平均値（ $\bar{X}10$ ）が合格判定値を満足していなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値（ $\bar{X}3$ ）が合格判定値を満足していなければならないが、 $\bar{X}3$ が合格判定値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値（ $\bar{X}6$ ）が合格判定値を満足していればよい。

工種	項目	合格判定値			試験 (測定) 基準	摘要
		$\bar{X}10$	$\bar{X}6$	$\bar{X}3$		
埋戻工 (道路土工 ・路床)	現場密度 (締固め 度) (%)	(85) 90以上	(85) 90以上	(85) 90以上	500 m ² につき1回（ ただし、500 m ² 未満 の場合は省略でき る。）	合格判定 値の（） は、歩道 の場合の 値とする 。
下層路盤工	現場密度 (締固め 度) (%)	(85) 95以上	(85) 96以上	(85) 97以上	1,000 m ² につき1個 、1工事につき最 低3個 ※注1	
上層路盤工	現場密度 (締固め 度) (%)	(85) 95以上	(85) 95.5 以上	(85) 96.5 以上		
アスファルト舗装工 (基層) (中間層) (表層)	現場密度 (締固め 度) (%)	(92) 96以上	(92) 96以上	(92) 96.5 以上	1,000 m ² につき1個 、1工事につき最 低3個（ただし、 500 m ² 未満の場合は 省略できる。） ※注2	
	アスファ ルト量 (%)	±0.5 5以内	±0.5 以内	±0.5 以内	10,000 m ² につき3 個、1工事につき 最低3個（ただし 、1,000 m ² 未満の場 合は省略できる。 ） ※注2	

温度測定 (初期締 固め前)	110℃以上 (排水性舗装:140~160℃)	1日4回(午前、 午後各2回) ※ 注1
現場透水 試験 (排水性 舗装のみ)	1,000mL/15sec以上	1,000㎡につき1回 、3,000㎡未満は1 工事3個以上 ※ 注1

※注1 工事長20メートル未満又は復旧面積(検査事務費の対象となる復旧面積)が20平方メートル未満の小規模工事は、試験(測定)を省略することができる。

※注2 同一配合の重層アスファルトについては、各層の合計面積を対象面積とする。

第8 検査

(1) 中間検査

掘削申請者から中間検査の要求があった場合、又は道路管理者が必要を認めた場合は両者立会いにより検査するものとする。

(2) 完了検査

掘削申請者から完了届の提出があった場合は、道路管理者は、申請者と立会いにより検査するものとする。

(3) 検査に不合格となった場合の処置

道路管理者と手直しの工法及び工程について協議を行い、手直し完了後に再度検査を受けるものとする。

第9 掘削工事区間の維持補修

(1) 掘削申請者は、工事完了後、工事に起因する路面の沈下、破損等の損傷が生じたときは、損傷について補修を行うものとする。補修期間は、道路管理者の検査年月日から起算して3箇年とするものとする。

(2) 掘削申請者は、工事中に現道を全面通行止めにし、又は片側通行止めにした場合において、現道及びう回路の路面又は施設に破損を生じたときは、掘削申請者において補修しなければならない。

(3) 掘削工事が重複する場合は、先行する掘削申請者の掘削復旧工事が完了したときに道路管理者及び後行者と立会い、検査に合格したときは、後の掘削申請者が工事に着手した後の維持補修は、後行者負担において施工するものとする。

(4) 市長が指定する工事については、舗装補修期間終了前に、掘削申請者と道路管理者は路面状況の確認を行い、これに^{かし}瑕疵を発見した場合は、掘削申請者はただちに補修を行うものとする。

北九州市公告第196号

地区計画の案を作成しようとするので、北九州市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年北九州市条例第34号）第2条の規定により次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する者は、当該地区計画の原案について、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、北九州市長に意見書を提出することができる。

平成26年3月17日

北九州市長 北橋健治

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名 称	区 域
下上津役四丁目地区	北九州市八幡西区下上津役四丁目地内

3 都市計画の原案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

4 縦覧期間

平成26年3月17日から同年4月1日まで（日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

5 意見書の提出要領

当該地区計画の原案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を平成26年4月8日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。